

公益社団法人日本技術士会北海道本部 青年技術士交流委員会 規約

<第1章 総則>

第1条 本委員会は、公益社団法人日本技術士会北海道本部青年技術士交流委員会と称する。

<第2章 目的>

第2条 本委員会は、会員相互の交流による親睦並びに研修による青年技術士の資質向上を目的とする。

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するため、講演会、見学会等による相互研修及び親睦活動を行う。

<第3章 会員>

第4条 本委員会の会員は、公益社団法人日本技術士会の正会員及び準会員、北海道本部会友とする。

2 当該年の4月1日で満45歳未満の者を原則とする。

3 前項の規定にかかわらず、技術士第2次試験新合格者は、2年間に限りその資格を有するものとする。

<第4章 役員等>

第5条 本委員会に、次の役員及び幹事会を置く。

(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 若干名 (3) 幹事長 1名

第6条 委員長は、公益社団法人日本技術士会会員のうち、北海道本部役員会の幹事として会員による選挙で選任された者の推薦（自薦も含む。）をもって、北海道本部の代表幹事（本部長）が北海道本部役員会の了承を得て選任する（「地域組織の設置運営に関する規則」IPEJ 12-18-2014、第11条第4項）。副委員長、幹事長は、委員長が、会員の中から任命する。

第7条 役員の任期は、改選年度から2年間とする。

第8条 幹事会は、委員会の目的を達成するための研修及び活動を企画する。幹事会に幹事を若干名おき、委員長が指名する。

<第5章 会議等>

第9条 本委員会の会議は、役員会及び役員会が必要に応じて定めた会議とする。

<第6章 会計>

第10条 本委員会は必要に応じて会員より会費を徴収することができる。

<第7章 規約の改正>

第11条 本規約の改正は、研修会・講演会等の場で、その目的をもって招集された会議において出席した会員の3分の2以上の同意を得なければならない。ただし、公益社団法人日本技術士会北海道本部や統括本部における組織の改編等の場合は、この限りではない。

<第8章 附則>

本規約の発行日は、次のとおりとする。

発効 平成19年5月16日、平成22年5月24日改訂、平成25年7月29日改訂、
平成26年12月26日改訂